

京都市告示第269号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年7月21日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
嵯峨野西梅津線	右京区梅津フケノ川町13番地の9地先から	旧	メートル 41.80	メートル 3.65 ~ 4.40
	同町23番地の1地先まで	新	41.80	3.64 ~ 5.96

- 2 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
梅津経53号線	右京区梅津フケノ川町23番地の1地先から	旧	メートル 1.80	メートル 1.90
	同町15番地の1地先まで	新	0.70	1.82

(建設局土木管理部道路明示課)